

令和3年9月17日

門真市議会議長

五味 聖二 様

総務建設常任委員会

委員長 今田 哲哉

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 承認第8号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度門真市一般会計補正予算（第6号）について）中、所管事項 |
| 2 | 議案第43号 | 門真市税条例の一部改正について |
| 3 | 議案第48号 | 令和3年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項 |
| 4 | 議案第49号 | 令和3年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）中、所管事項 |
| 5 | 議案第50号 | 令和3年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
| 6 | 議案第54号 | 令和3年度門真市一般会計補正予算（第8号）中、所管事項 |

審査日：令和３年９月９日（木）

○議案第48号 令和３年度門真市一般会計補正予算（第７号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億2048万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ621億3088万3000円とする。

また、債務負担行為及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳入：土地売却収入追加分 １億4888万円】

問	対象となる不動産は。
答	北岸和田３丁目287番２に位置する2013.68㎡の土地であり、平成26年３月に廃園となった旧さつき園・くすのき園の跡地である。
問	不動産売却に至った経緯は。
答	元年６月に同不動産の利活用に係る全庁的な照会を行った結果、事業目的として利用希望する部局がなかったため、２年９月に一般競争入札による売却の方針を決定した。
問	売却先と売却後の利用用途は。
答	３年６月に実施した入札会の結果、大阪ホーム販売株式会社が落札し、７月に売買契約締結に至った。売却後の利用用途は、６月に同社から提出された土地利用計画書によると、宅地分譲する予定である。
問	同不動産を売却することに対する市の評価は。
答	同不動産は宅地として開発する予定であり、市民が定住することで固定資産税や市民税等、将来における歳入増加につながると考えている。 このことから、同不動産の売却は適正なものと評価しており、今後も売却を含めた市有地の適正で積極的な利活用を進めていく。

【債務負担行為：市税徴収コールセンター業務委託（６） 949万4000円】

問	市税徴収コールセンター業務委託の概要は。
答	主に現年課税分のうち、納付期限が過ぎても納付のない納税者に対して、早期の自主納付を呼びかけることで、新たな市税滞納の発生防止を図る。
問	平成29年度から令和元年度までの実績は。
答	年間約１万件の納付勧奨に対して、29年度の納付承諾件数927件、納付額2658万4400円、30年度の納付承諾件数1199件、納付額4259万4800円、元年度の納付承諾件数1243件、納付額3715万7500円である。
問	今後の方向性は。
答	これまでの実績を踏まえ、より効果的に納付勧奨を行うため、架電時期や架電対象者の見直しを図り、収納率の維持向上につなげていく。また、SMSなど新たな手法による収納率

の向上策も検討している。

【歳入：普通交付税追加分 4億5059万8000円】

問 普通交付税が増額となった要因は。

答 当初予算編成時の算定では、国の地方財政計画を参考に、市民税の減少等による基準財政収入額の大幅な減少を見込んでいたが、実際の算定結果で、見込額よりさらに市民税が約2億円の減少となったことなどが主な要因と考えている。

問 基準財政収入額の減少によって、一般財源にどのような影響があるのか。

答 あくまで理論上ではあるが、普通交付税の算定は市民税の75%が基準財政収入額に算入されるため、市民税が2億円減少すると、普通交付税が2億円増加する半面、実際の市民税は約2億7000万円減少する見込みとなる。

【歳出：道路整備事業 1176万9000円】

問 予算増額となった経緯は。

答 旧銀行用地の一部が都市計画道路大和田駅三ツ島線の計画用地となっているため、用地売買に伴い、売主から公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出が提出された。本市は届出受理後、同用地の買取り協議を希望したが不成立となっていた。

その後、売主から買主に所有権が移り、売主の仲介の下、引き続き買主と買取り協議を行ったところ、本市のまちづくり事業の方針に賛同があり、用地取得のための建物調査等の実施について同意が得られたため、予算増額に至った。

問 同用地を含めた大和田駅南地区のまちづくりの今後の方針は。

答 同用地取得は、道路整備事業としての任意買収となるが、業務委託により購入金額の算出を行い、相手側との協議が成立し用地取得に至った際は、公共交通の結節点としてさらなる交通便利性の向上や駅前の活性化が期待できるものと考えており、同地区は今後も密集市街地整備アクションプログラムの整備方針に基づき、にぎわい創出に資するよう、駅前空間の魅力あるまちづくりの実現に向け取り組む。

【歳入：大阪モノレール新駅設置負担金追加分

168万4000円

歳出：大阪モノレール門真市駅・（仮称）門真南駅間新駅設置事業

大阪モノレール新駅設置負担金追加分

336万8000円】

問 予算増額となった経緯は。

答 当初、3年度の業務は工事施行認可変更図書の作成を予定しており、4年度から基本設計及び詳細設計業務を実施する予定であったが、国との協議において、4年度中に工事施行認可変更を取得するためには、基本設計の結果を反映し同図書を作成するよう指示があったので、基本設計業務を前倒しして実施するため、本市の負担金が増額となった。

問 現在の進捗状況は。

答 新駅設置に係る都市計画変更の手続きを行っており、3年7月15日と18日に都市計画変更案について、地元説明会を府主催で開催した。

また、工事施行認可変更の手続も基本合意書に基づき、整備主体の府及び大阪モノレール株式会社が実施中であり、新駅設置に伴う設計業務や国との協議等を進めている。

問 地元説明会の状況は。

答 公民館で開催し、新駅予定地周辺の地権者と門真、守口両市の市民が参加した。当日は新駅の位置、新駅へのアクセスルート及び新駅周辺のまちづくりなどを説明し、参加者からは特に意見や要望等はなかった。

問 今後のスケジュールは。

答 都市計画変更手続は、3年12月に都市計画変更案の縦覧後、4年1月に門真市都計画審議会に諮問し、同年2月に大阪府都市計画審議会による審議を経て、大阪府が都市計画決定する予定である。

また、工事施行認可変更は、整備主体の大阪府及び大阪モノレール株式会社が4年度中の認可変更の取得に向け、引き続き設計業務や国との協議等を進めている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、承認第8号中、所管事項、議案第43号、第49号中、所管事項、第50号及び第54号中、所管事項は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決した。

令和３年９月17日

門真市議会議長

五味 聖二 様

民生水道常任委員会

委員長 大西 康弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和３年度門真市一般会計補正予算（第6号）について）中、所管事項
- 2 議案第48号 令和３年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項
- 3 議案第49号 令和３年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）中、所管事項
- 4 議案第51号 令和３年度門真市水道事業会計補正予算（第1号）
- 5 議案第54号 令和３年度門真市一般会計補正予算（第8号）中、所管事項

審査日：令和3年9月10日（金）

○議案第48号 令和3年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億2048万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ621億3088万3000円とする。

また、債務負担行為及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：新型コロナウイルスワクチン接種事業（新型コロナ対策） 1億8041万4000円】

問	妊婦へのワクチン接種について、市の考えは。
答	接種を希望するものの予約が取れていない妊婦に対し、副反応にも迅速に対応できるよう安全面に配慮するとともに、同居する配偶者等にも同様に接種機会を提供し、安心かつ早期に、ワクチン接種を受けられるよう集団接種での優先接種を実施する。
問	10月から集団接種会場を1か所にした経緯は。
答	10月中旬以降のワクチン供給量が大幅に少なくなる予定であることから、市内の医療機関へワクチンを安定的に供給することで個別接種を継続させることに加えて、選挙時に接種会場の一つである南部市民センターが期日前投票の会場となることから、保健福祉センターよりも市民活動等に影響が少なくワクチン接種専用会場として常設使用でき、駐車場の確保が容易となるなどの要件を満たす旧松心会館の1会場でのワクチン接種の実施が適切であると判断し決定したものである。
問	市が独自に決めた優先接種対象者は。
答	16歳未満の子どもが多くがワクチン接種対象外の状況であることから、それらの子どもに接する職員等に対し、優先接種を行うこととした。 具体の対象者は、保育園、幼稚園、放課後等デイサービス事業所、放課後児童クラブ、学校教職員等である。

【歳入：個人番号カード交付事務費補助金追加分 2786万8000円

歳出：個人番号カード申請サポート事業

個人番号カード申請サポート業務委託料 2786万8000円】

問	個人番号カード申請サポート事業の目的は。
答	3年8月1日時点における本市のマイナンバーカード交付枚数率が人口比で33.2%と全国平均の36.0%より低い状況にあることや、マイナポイントの取得対象期限の3年4月末以降の申請件数が大幅に減少している状況を受け、国が掲げる4年度末までにほとんどの住民がカードを保有する目標に少しでも近づけていくため、取得促進策として、国補助金を活用し、本事業を実施するものである。
問	業務委託の概要は。

答	マイナンバーカードの申請を希望する市民を対象に、委託事業者が申請書の記入補助や申請に用いる顔写真の撮影を行い、ポストに投函すれば完了となるところまでをサポートするほか、持参したスマートフォンでのオンライン申請をサポートするものである。
問	実施する会場や開催時期は。
答	4年3月末までの期間、平日は本庁別館1階ロビー及び南部市民サービスコーナー窓口で実施し、土日祝の休日は月2回程度、出張形式で行う予定である。 出張での開催場所については、今後、公募型プロポーザル方式による委託事業者の提案を受けて選定していくが、選定に当たっては市域をおおむね4から5エリアに分割し、それぞれ商業施設等の集客が望める場所で開催することや他のイベント等の機会を積極的に活用することを検討している。
問	市民への周知方法は。
答	広報かどまや市ホームページへの掲載のほか、会場での事前のポスター掲示及びチラシ配布等を積極的に行い、とりわけ取得率が低い若い世代へのアプローチとして、ツイッター等のSNSの活用も含めた効果的な周知を図っていく。
問	3年2月7日（日）に南部市民サービスコーナーにおいて、市職員によって実施された同様の事業の実績は。
答	2年度の出張申請サポートは当日の1回のみ開催で、南部市民センターのロビー内にて市職員8名が午前10時から午後4時まで申請書記入補助と写真撮影を行った。事前の周知効果もあり、合計で347人の申請サポートを行い、好評を得た。
問	本事業には、全額国の補助金が充てられるということか。
答	同事業に係る委託料は、マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱にて補助対象経費とされていることから、全額国の補助金が充てられるものと認識している。

（その他の質疑）・ワクチン接種の進捗状況及び予約状況について など

（討論） 反対討論あり

（結果） 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第54号 令和3年度門真市一般会計補正予算（第8号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5399万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ623億8488万円とする。

（主な質疑と答弁）

【歳入：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分） 1億1399万7000円

歳出：中小企業者事業継続支援金給付事業（新型コロナ対策） 2億5451万8000円】

問	中小企業者事業継続支援金給付事業の目的は。
答	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分としての追加交付があり、新型コロナウイルス感染拡大により事業活動に支障が生じている市内の卸売業、小売業、サービス業、製造業、建設業、運輸業を営む中小企業等に対し、事業の継続及び立て直しのための取組を支援することを目的としている。
問	対象となる事業者は。

答	3年4月以降からの任意の一月の売上げが前々年または前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、国の月次支援金と府の営業時間短縮等協力金の対象とならない事業者に対して、1事業所当たり中小法人に20万円、個人事業主に10万円をそれぞれ給付するものである。
問	早期の支援金給付が重要と考えるが、事務の流れは。
答	短期間で効率的に事務を進める必要があることから、業務委託による実施を想定している。委託事業者は申請を受け付け、内容確認の後その結果を市へ報告する。市はその報告を基に審査し、最終の交付決定を行う。
問	申請から給付までに要する期間は。
答	申請を受けてから、おおむね1か月以内に給付できるよう努めていく。
問	財源の構成は。
答	事業者を広く支援するため、対象範囲を売上減少率20%以上とした結果、交付金額を上回る事業予算となった。その財源については、本補正予算上は財政調整基金を繰り入れているが、現時点で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の通常分について余剰が見込まれ、当該余剰分を活用することで一般財源の負担を軽減しつつ、国の追加交付分を上回る予算規模の支援事業を実施するものである。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、承認第8号中、所管事項、議案第49号中、所管事項及び第51号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決した。

令和3年9月17日

門真市議会議長

五味 聖二 様

文教こども常任委員会

委員長 内海 武寿

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第44号 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 2 議案第45号 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 3 議案第46号 門真市立保育所条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 4 議案第47号 門真市奨学条例の廃止について
- 5 議案第48号 令和3年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項

審査日：令和3年9月13日（月）

○議案第46号 門真市立保育所条例の一部を改正する条例の一部改正について

（議案の内容）

門真市立浜町保育園の廃園日を変更するにつき、所要の改正を行う。

（主な質疑と答弁）

問	浜町保育園の廃園日を7年4月1日から4年4月1日に変更する理由は。
答	改めて在園児の保護者へ意向調査を実施したところ、全ての保護者が転園を希望し、3年4月に転園を希望した園児は、全て希望する近隣民間園等に転園している。また、残りの在園児の保護者も今年度までの転園を希望していることから、廃園日を変更するものである。
問	既に転園した在園児と今後転園する在園児の内訳は。
答	3年4月までに転園した在園児は24人であり、今後転園する在園児は13人である。
問	全ての在園児の転園の用途は。
答	希望する近隣民間園等に転園可能である見込みである。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第47号 門真市奨学条例の廃止について

（議案の内容）

国及び大阪府の就学支援金制度の拡充等により、本市における奨学金制度の役割を終えたと判断したことから、同制度を廃止する。

（主な質疑と答弁）

問	条例廃止に至った経緯は。
答	国・府における高等学校等の授業料支援制度が充実してきたことから市独自事業としての役割は一定終わっていると判断し、廃止に至った。 また、廃止時期については、コロナ禍による支給人数等の影響を考え、慎重に検討してきたが、3年度の新規奨学生認定者数について、2年度と同じ人数で大きな変化もなく、また、受給者数の推移も年々減少傾向であることから、3年度までとした。
問	国・府における授業料支援制度の具体例は。
答	国制度の高等学校等就学金は、国公立の高等学校等に進学する場合、年収約910万円未満の世帯において、実質授業料が無償となる。 また、私立高等学校等に進学する場合も、年収約590万円未満の世帯は、国制度に加え、府の授業料支援補助金が上乗せされることにより、実質授業料が無償となる。 このほか、低所得世帯に対する授業料以外の教育費支援として、大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金等がある。
問	現受給対象者に対する市の補償は。

〔答〕 高等学校等の卒業時まで支給することができるように、経過措置を設けている。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第48号 令和3年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億2048万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ621億3088万3000円とする。

また、債務負担行為及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【債務負担行為：子どもの未来応援プログラム事業（2） 494万2000円】

〔問〕 子どもの未来応援プログラム事業の内容は。

〔答〕 同事業は、気軽に立ち寄れて、安心できる公民連携子どもの居場所、子どもLOBBYで実施する事業の中の一つである。主な事業の一つ目は、子どもたちが社会性を身につけることを目的として、他者との交流の場を提供するとともに、学習習慣が身につけていない子どもたちに対する支援等を行う「子どもの居場所」である。

二つ目は、就学前児童等を持つ保護者や、子どもの育ちに深い関わりを持つ子育て支援関係者に、非認知能力を向上させることの大切さを認識し、実践してもらう「非認知能力向上プログラム」の講座の開催である。

〔問〕 事業期間が4年度までの理由は。

〔答〕 当初の予定では市民ニーズを見定めながら3年度の実績をもって今後の方向性や事業の期間を検討することとしていた。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発令により子どもLOBBYを休館せざるを得ない状況となり、検証に要する十分な期間がなかったことから、4年度に改めて市民ニーズ等の検証を行う必要があるためである。

〔問〕 緊急事態宣言の発令により、短い開館期間となったが、これまでの実績は。

〔答〕 実質、開館していたのは、7月の約1か月間のみであり、その間に、子どもの居場所については、延べ124人が来館し、非認知能力向上プログラムの講座については、4回実施し、保育士等25人の受講があった。

また、キャリア教育イベントが、IKEA鶴浜、ソフトバンク、大阪国際大学、門真フィルムコミッション、大阪樟蔭女子大学により計5回開催されており、定員以上の申込みがあり抽選での参加となった。

〔問〕 同事業の反響は。

〔答〕 複数の報道機関からの取材や他市町村の議員や職員による見学のほか、利用した子どもの保護者等からは、「こういう子どもの施設が身近に出来たことがありがたい」「非認知能力向上プログラムで教わったことを早速実践してみたい」などの声を聞いている。

〔問〕 北部地域だけでなく、その他の地域の子どもたちも気軽に利用できるように、子どもの居場所等の整備の早期実現を願うが、市の見解は。

〔答〕 他の地域での実施を要望する声があることは認識しており、子どもLOBBYを利用した

子どもの保護者等からも大変喜んでいるとの声もあることから、事業の実績等を検証した上で、今後、南部地域等での実施についても調査研究していく。

【債務負担行為：保育料徴収コールセンター業務委託（５） 179万7000円】

問 今後も保育料徴収コールセンターを設置し、未納者へ納付勧奨を行っていくとのことだが、過年度保育料の滞納者数及び滞納総額は。

答 9月1日現在、過年度保育料の滞納者数は116人、滞納総額は2593万5250円である。

問 滞納を未然に防ぐこれまでの取組は。

答 口座振替の取扱金融機関の拡大、コンビニエンスストアでの納付受付、申出に基づく児童手当からの徴収等、納付機会の拡充を図るとともに、納付相談による分納等の対応や書面による督促及び催告等、納付意識の向上に努めてきた。

問 今後、新たに考えている取組は。

答 SMSを活用した催告の実施や、市税と同じく財産調査や差押えなどの滞納処分を必要に応じ実施していく。

（その他の質疑項目）・学校施設の長寿命化対策について など

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第44号及び第45号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。